

群馬県市町村会館管理組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例

昭和47年 4月 1日
条 例 第 8 号

改正 平成 5年 6月 8日条例第1号
平成20年 2月22日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手続き及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続き)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。

附 則（平成20年2月22日条例第1号抄）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。